

(5) 少しでも不安を感じたら、すぐに消費生活センター等に相談しましょう

業者が突然家に来た、契約するつもりがないのにしてしまったなど、少しでも不安を感じたら早めに家族や知人・最寄りの消費生活センター等に相談しましょう。

また、公益財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センターも、住宅のリフォーム工事に関するトラブルや工事費用等に関する相談を受け付けています。

* 消費者ホットライン「188（いやや!）」番

最寄りの市区町村や都道府県の消費生活センター等をご案内する全国共通の3桁の電話番号です。

* 公益財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センター

「住まいるダイヤル」：0570-016-100 / 03-3556-5147

<身近な高齢者を守るために>

消費生活センター等への相談は、家族やホームヘルパー、地域包括支援センターなどの職員からでも可能です。高齢者の消費者トラブルを防ぐためには、不審な人間が出入りしていたり、困った様子がかがえたりしないか等、日頃から高齢者の生活や言動、態度などを見守り、身近にいる周りの方が変化にいち早く気づくことがとても重要です。身近な高齢者がトラブルにあっているのではないかと気づいた場合は、できるだけ早く相談してください。

4. 情報提供先

- ・消費者庁（法人番号 5000012010024）
- ・内閣府消費者委員会（法人番号 2000012010019）
- ・国土交通省（法人番号 2000012100001）
- ・警察庁（法人番号 8000012130001）
- ・公益財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センター（法人番号 7010005018856）
- ・一般社団法人日本損害保険協会（法人番号 2010005018514）



国民生活センターは、「消費者トラブル FAQ サイト」で、消費者トラブルにあった方に解決に向けた情報提供をしています。是非ご利用ください。<https://www.faq.kokusen.go.jp/>

